

平成 29 年 5 年 15 日

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ
(コード番号 8306)

株式報酬制度に基づく株式取得のための追加信託に関するお知らせ

株式会社三菱 UFJ フィナンシャル・グループ（代表執行役社長 ^{ひらの のぶゆき}平野 信行、以下 MUFG）は、平成 28 年 11 月 14 日開催の報酬委員会において、MUFG の子会社であり MUFG グループの中核を担う株式会社三菱東京 UFJ 銀行、三菱 UFJ 信託銀行株式会社、三菱 UFJ 証券ホールディングス株式会社および三菱 UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社（4 社を総称して、以下「中核事業会社」）ならびに MUFG（中核事業会社と MUFG の 5 社を総称して、以下「対象会社」）の取締役、執行役、執行役員およびシニアフェロー（社外取締役、監査委員および監査等委員を務める取締役を除く。以下「取締役等」）を対象に、「役員報酬 BIP（Board Incentive Plan）信託」の仕組みを用いた株式報酬制度（以下「本制度」）の導入を決議しましたが、本日開催の報酬委員会において、本制度に基づく信託（以下「本信託」）に対して、株式取得のための金銭の追加信託を実施することを決議いたしました。

なお、本制度の内容につきましては、平成 28 年 11 月 14 日付「取締役等の株式報酬型ストックオプション（新株予約権）の株式報酬制度への移行について」をご参照ください。

記

1. 追加信託の理由および信託金上限金額の変更内容

MUFG は、ストックオプションによる報酬制度から本制度に移行することにより、業績連動型株式報酬制度と一体的に株式報酬制度を管理・運営するため、平成 28 年 11 月に本信託を設定しましたが、本信託設定後の MUFG 株式の株価の動向により、本信託が取得した MUFG 株式の数量が、各対象会社において決議した取締役等に対して交付される MUFG 株式の総数に不足することが見込まれることとなったことから、今般、本信託に対して、MUFG 株式 1,251,200 株を株式市場から取得するための金銭の追加信託を行うことといたしました。

上記に伴い、本信託の信託金の上限金額を以下のとおり変更いたします。なお、本件は、社外取締役を過半数とし、委員長を社外取締役とする報酬委員会において本日決議しております。

① MUFG

- ・本信託に拠出する信託金の上限金額：
（変更前） 5 億円 （変更後） 6 億円

② 中核事業会社（4 社合計）

- ・本信託に拠出する信託金の上限金額の合計：
（変更前） 76 億円 （変更後） 90 億円

2. 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託（他益信託）
②信託の目的	対象会社の取締役等に対するインセンティブの付与
③委託者	MUFG
④受託者	三菱 UFJ 信託銀行株式会社 （共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
⑤受益者	対象会社の取締役等のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	各対象会社と利害関係のない第三者（公認会計士）
⑦信託契約日	平成 28 年 11 月 15 日
⑧信託の期間	平成 28 年 11 月 15 日 ～平成 31 年 11 月末日（予定） （最長 30 年間まで延長可能）
⑨制度開始日	平成 28 年 12 月 1 日
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	MUFG 普通株式
⑫信託金の金額	変更前：上限 81 億円（信託報酬および信託費用を含む。） 変更後：上限 96 億円（信託報酬および信託費用ならびに追加取得する株式数に対する平成 29 年 3 月末を基準日とする配当金相当額を含む。）
⑬株式の追加取得時期	平成 29 年 5 月 16 日（予定）～平成 29 年 5 月末日（予定）
⑭株式の取得方法	株式市場から取得
⑮帰属権利者	MUFG
⑯残余財産	帰属権利者である MUFG が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

以 上